

# アイヌ「先住民族決議（2008年）」を考える

～ 2015年中学校教科書検定結果から～

北海道北見柏陽高等学校 教諭 斉藤満幸

## 1. 単元について

### (1) 2015年中学教科書検定

文部科学省は今回の中学校の教科書検定から、現行教科書にあった表現に見直しを求めた。顕著だったのは日本文教出版（東京・大阪）の教科書。1899年の旧土人保護法を記述した現行の教科書と同じ、

「狩猟採集中心のアイヌの人々の土地を取り上げて、農業を営むようにすすめました」が修正を求められ「狩猟や漁労中心のアイヌの人々に土地をあたえて、農業中心の生活に変えようとなりました」

と書き換えて合格している。

このことについて文科省は「アイヌ民族を保護するという法律の趣旨に照らすと生徒が誤解する恐れがある」と説明している。

しかし、北海道アイヌ協会では「間違った歴史認識を子どもたちに教えることになる」（2015.4.7 北海道新聞）と反発している。

### (2). アイヌ問題

アイヌ民族は、小中高生など、学校で取り上げられており、日本（和人）は悪いことをしたのだと無意識で思ってしまう。

アイヌを差別した時代は北海道を松前藩が支配していた時代である。

この時は日本語を話すことを禁じたり、髷を含めた日本風の服装をを禁じている。

しかし、幕末から明治・大正にかけての「近代化をする過程」では差別政策は撤廃され、「旧土人保護法」により保護政策がとられている。

この二つの違いを混同したはならない。

### (3). 高校教科書の記述

#### 【詳説 日本史B・山川出版】

「和人の進出はしだいにアイヌを圧迫し、耐えかねたアイヌは 1457年（長禄元）年、大首長コシャマインを中心に蜂起し、一時は和人居住地のほとんどを攻め落としたが、（以下略）」

「開発の陰で、アイヌは伝統的な生活・風俗・習慣・信仰を失っていった。政府は 1899年（明治 32年）に旧土人保護法を制定したが、アイヌの生活や文化の破壊をくいとめるものにはならなかった。」

## 【現代社会・東京出版】

アイヌ民族に対しては、「北海道旧土人保護法」などの差別的な法律が残されていたが、1997年に廃止され、同年、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（アイヌ文化振興法）が制定された。なお、2007年に国連総会で「先住民族の権利に関する国連宣言」が採択され、2008年には日本でも「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が国会で採択された。

### （４）．先住民族決議への疑問

#### ①「先住民族」の定義

2008年には衆参両院が「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」（以下、先住民族決議）を全会一致で可決した。

この決議は国連で為された「先住民族の権利に関する国際連合宣言」（以下、国連宣言）を受けて可決されたものである。しかし、国連宣言にいう「先住民族」とは南北アメリカ大陸のインディオやインディアン、オーストラリア大陸のアボリジニなどの民族を指している。

国連宣言はこれらの民族に対しては「権利と自由が剥奪され」、「土地と資源が略奪され」さらに「ジェノサイド（大量虐殺）」や「エスノサイド（民族抹殺）」が行われたのでその権利の回復を訴えるものである。

従って、当然にアメリカやカナダやオーストラリア等の諸国は宣言に参加していない。この決議を認めると、アイヌ以外の日本人は、アイヌの人々に対して、白人がインディアンやアボリジニへ行ったこと、つまり大量虐殺や民族抹殺をしたことと同じことになる。

国会決議8ヶ月前、国会での質問（鳩山由紀夫・当時民主党代表）の福田康夫首相答弁は「ご指摘の宣言には先住民族を定義づける記述はなく、アイヌの人々が同宣言に言う先住民族であるかについては結論を下せる状況にはございません。」となっている。

#### ②アイヌは先住民族か

「先住民族決議」には、「アイヌの人々を（中略）先住民族として認めること」となっている。しかし、アイヌ民族文化が伝わったのは13世紀以降とされるが、その文化が伝わる百年前に和人文化の跡が見られる。

例えば、神社の創立年期をみれば、函館市の船霊神社の創立は1135年、その他北海道の沿岸部には、七、八百年以上の歴史をもつ神社が複数ある。

仏寺も1434年に現在の上磯町に海渡山阿吽寺が移入建立され、これが北海道最初の仏寺とされている。

最近になって厚真町で出土した常滑焼壺は約八百六十年前に制作されており、奥州藤原氏の仏教布教による国内統治を目的とした奥州各地に造営された経塚に用いられた壺と同種であることがわかってきた。

つまりアイヌ文化が伝わる以前の厚岸町は、奥州藤原氏の支配下にあったことがわかる。

### ③アイヌは差別され貧窮を余儀なくされたのか

「先住民族決議」には、「アイヌは差別され貧窮を余儀なくされたという歴史的事実」との文言がある。アイヌを差別した時代は北海道を松前藩が支配していた時代である。この時は日本語を話すことを禁じたり、鬘を含めた日本風の服装をを禁じている。幕末から明治・大正にかけての「近代化をする過程」では差別政策は撤廃され、「旧土人保護法」により保護政策がとられている。前述した通り、この二つの違いを混同したはならない。

#### (5)．もし日本が北海道を開拓していなかったら

明治維新が始まったころ、ロシアは南下政策をとっていた。

これは一年中海が凍らずに利用できる不凍港を確保するためである。そのため当時は北海道周辺に多くのロシア船が出没している。ロシアが北海道を占領する危険性が大きいにあったわけである。

従って明治政府は、北海道開拓使を設置し早急な開拓を行い、主権を確立していった。当時、世界は植民地主義の弱肉強食的な時代であり、欧米列強の侵略は全世界に及び、大東亜戦争直前にアジアで独立を果たしていたのは日本、タイ、チベットの三カ国だけである。明治政府は欧米の植民地に日本がなってしまわないように努力していたのである。

私の住む北見市は屯田兵がつくりあげた町であり、私が住む場所は屯田兵の住居跡と言われている。屯田兵達の目的は「開拓」と「ロシアからの防衛」があった。

もし日本が北海道を開拓しなければ、アイヌはいずれロシアによって滅ぼされる可能性が高かった。

## 2. 単元計画

### (1) 単元名

「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」(2008年)を考える

### (2) 単元の目標

①アイヌは北海道を開拓し独自の文化を残したことを知る。

②明治政府になってからは保護政策により和人との同一化が進んだことを知る。

### (3) 単元計画 (全6時間)

第1時	アイヌ語地名1	北海道のアイヌ語地名を確認する
-----	---------	-----------------

第2時	アイヌ語地名2	各グループ毎に北海道のアイヌ語地名を調べて発表する
第3時	アイヌ先住民族決議	2008年、国会で全議員賛成により決議した「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」の内容を知る
第4時	先住民族問題	「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」にある「アイヌは先住民族」の意味を確認する
第5時	差別問題	「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」にある「アイヌは差別され貧窮を余儀なくされた」の意味を確認する
第6時 (本時)	アイヌ先住民族決議 のまとめ	「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」の内容をまとめてその意味を確認する

### 3. 本時の授業

#### (1) 本時の目標

- ①アイヌは北海道を開拓し、独自の文化をつくってきたことを知る
- ②先住民族決議にある「差別され、貧窮を余儀なくされたという歴史的事実」があったかどうかの問題意識を持つ

#### (2) 本時の展開 (略案)

<p>アイヌ語地名の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発問1「赤い印のある町村に共通することは何か」</li> </ul> <p>先住民族決議内容の確認</p> <p>①アイヌは先住民族か</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発問2「アイヌ文化は何時代におこったのか」</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発問3「アイヌ語地</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・赤い印の町村は「ナイ」と読める</li> <li>・北海道にあるアイヌ語地名の特徴は「ナイ」と「ペツ」(川の意味)の分布にある</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・時間軸で考える</li> <li>・13世紀鎌倉末期～室町初期におこる</li> <li>・空間軸で考える</li> <li>・ナイの東端はシュムシュ島</li> </ul>
--	--

<p>名 「ナイ」と「ペツ」 の 分布はどこまで広 がっ ているか」</p>	<p>ペツの北端はサハリン中部 ・アイヌ語地名の南端は<u>東北地方</u>まで広がっている</p>
<p>・北海道内の主要都市 の アイヌ語地名を確 認</p>	<p>・「サッポロ・札幌」「チュプチュナイ・旭川」 「ウスケシ・函館」</p>
<p>②アイヌは差別され、 貧 窮を余儀なくされ たと いう歴史的事実 はあっ たのか</p>	<p>・「1戸につき土地1万5千坪以内ヲ限り無償下 付スル」 土地1万5千坪＝5町歩 屯田兵は3町5反</p>
<p>・発問4「旧土人保護 法 には何と書いてあ るか」</p>	<p>・「1戸につき土地1万5千坪以内ヲ限り無償下 付スル」 土地1万5千坪＝5町歩 屯田兵は3町5反</p>
<p>・現在のアイヌ系住民 の 「産業別人口」「大 学 進学率」「差別意 識の 有無」を確認</p>	<p>・×「アイヌの土地を取り上げて」 ○「アイヌに土地をあたえて」</p>
<p>・発問5「今年の中学 教 科書検定、どちら の記 述が正しいか」 ・教科書記述に対する 文 科省見解の確認</p>	<p>・「アイヌ民族を保護するという法律の趣旨」</p>

#### 4. 参考文献

- ・アイヌ民族博物館監修『アイヌ文化の基礎知識』草風社
- ・札幌学院大学人文学部編『アイヌ文化に学ぶ』札幌学院大学生生活協同組合
- ・山田秀三著『アイヌ語種族考』ぷやら新書刊行会
- ・山田秀三著『アイヌ語地名を歩く』北海道新聞社
- ・松本成美・白糠地名研究会編『アイヌ語地名と現日本人』徳間書店
- ・清水昭典『もっと北海道の地名を考えるために』北海道新聞 1987.9.29
- ・宮原孝弘『北海道地名の特徴』北海道新聞 1987.9.29
- ・榎本守恵『北海道の歴史』北海道新聞社
- ・北海道大学放送教育委員会編『文化としての北 ― 北海道の「地方性」を問う』北海道大学出版会
- ・北海道歴史教育者協議会編『続・掘る』あゆみ出版

- ・布施正著『東北海道物語』釧路新書〈1〉
- ・梅原猛・埴原和郎著『アイヌは原日本人か』小学館
- ・北海道新聞社会部編『銀のしずく アイヌ民族は、いま』北海道新聞社
- ・新谷行著『松浦武史郎とアイヌ』麦秋社
- ・「北海道新聞記事」北海道新聞社 2015.4.7
- ・『諸説 日本史B』山川出版
- ・『高等学校 現代社会』東京出版
- ・『角川日本地名大辞典 北海道上下』角川書店
- ・瀬川拓郎著『アイヌ学入門』講談社現代新書
- ・的場光昭著『アイヌ先住民族、その不都合な真実20』展転社
- ・的場光昭著『アイヌ民族ってほんとうにいるの?』展転社
- ・『世界大百科辞典』平凡社（昭和30年版）



